

霧島市景観計画

概要版

大自然と人の営みがつくる
地域魅力の織りなす美しい霧島市

霧島市

平成24年9月

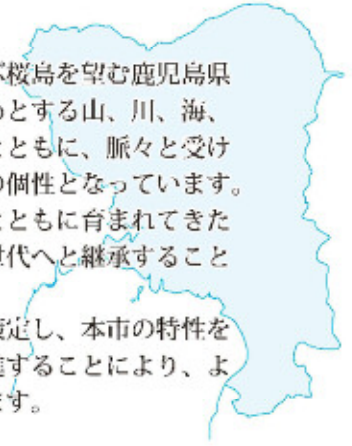
平成29年4月改定

景観計画策定の背景と目的

本市は、北に雄大な霧島連山を、南に穏やかな錦江湾とそこに浮かぶ桜島を望む鹿児島県本土のほぼ中央に位置するまちで、北部、南部の国立公園区域をはじめとする山、川、海、温泉などの多彩で豊かな自然に恵まれています。これらの豊かな自然とともに、脈々と受け継がれてきた人々の営みは地域固有の景観を形成し、それぞれの地域の個性となっています。

このように、景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら、次の世代へと継承することが求められています。

そのため、本市では、景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取り組みを推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを口指します。



届出が必要となる行為

本市では、錦江湾から北部の霧島連山をはじめとした山々まで、多様な景観特性を有していることをふまえ、市全域を景観法に基づく景観計画区域とします（地先公有水面を含む）。

また、今後、住民・事業者と行政が一体となって、地域の特徴ある景観を活かすため、きめ細やかな規制・誘導を進めていくエリアを「育成地区」と位置づけ、景観計画への反映又は景観地区、地区計画等による保全・形成に取り組むことを目指します。

| 区分 | 対象行為 | 規模 |
|----------|--|--|
| 一般 地域 | ア) 建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更 | ○高さ 12m超若しくは地上 4 階以上、又は延べ面積 1,000 m ² 超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積※ ¹ の合計が全体見付面積の 1 / 2 以上のもの |
| | イ) 工作物の新設・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更 | ○高さ 10m超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積※ ¹ の合計が全体見付面積の 1 / 2 以上のもの ○太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの |
| | ウ) 開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更 | ○行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの |
| | エ) 土石の採取・鉱物の掘採、木竹の伐採、屋外における物件の堆積 | ○行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの |
| | オ) 外観照明の新設・改設等 | ○ア) 及びイ) の外観に設置する照明 |
| 育成 地区 | ア) ~ オ) の行為 | ○原則として、全ての行為（建築物等の増改築等では、10 m ² 未満は除く。ただし、地区の実情に応じて、詳細な行為について定めることとする） |

※1 見付面積とは、建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積です。

※2 国立公園の特別地域、特別保護地区又は海城公園地区における自然公園法に基づく許可を要する行為については、景観法に基づく届出は不要です。

【対象となる工作物】

- ① 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- ⑨ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ⑪ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
- ⑫ 太陽光発電設備
- ⑬ その他市長が指定するもの

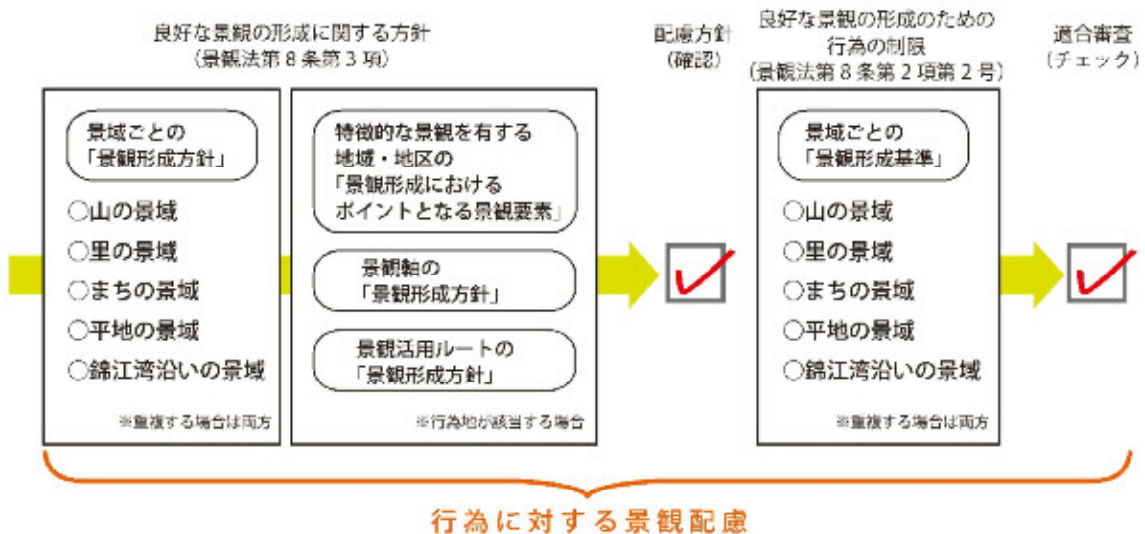
◆「育成地区」と適用される基準について◆

「育成地区」とは、特徴的な景観を有している地域・地区のうち、住民・事業者と行政が一体となって特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域です。

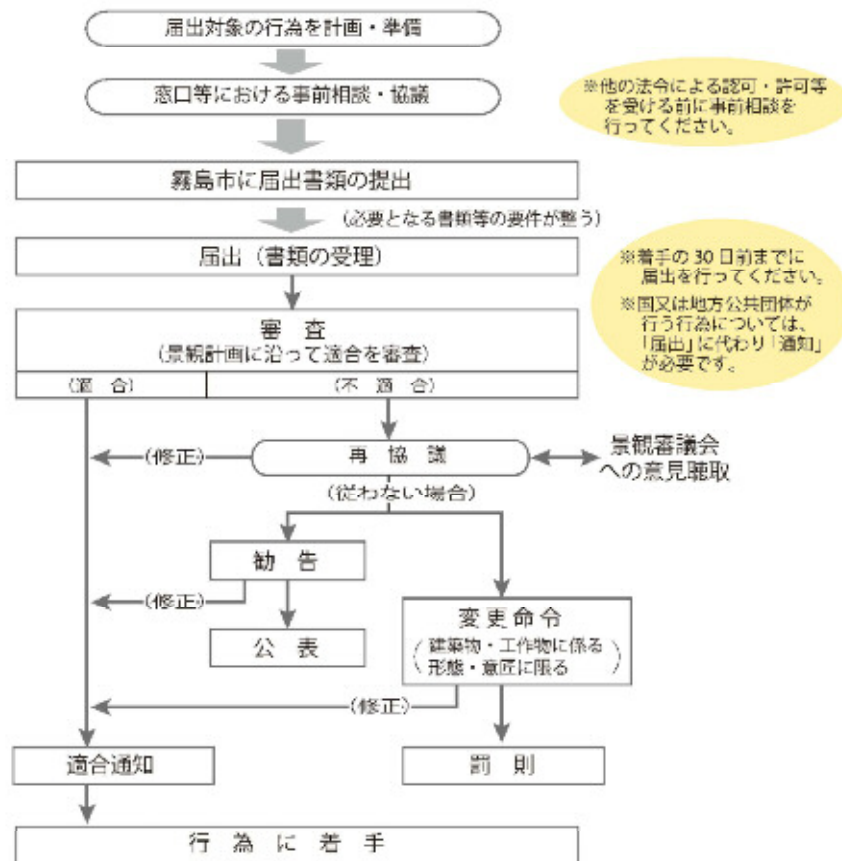
地区住民等との協議をふまえて指定を行い、別途定める地区ごとの景観形成基準により、さらにきめ細やかな規制・誘導を推進します。

景観形成の考え方～配慮の考え方～

個々の行為を行うにあたり、「景観形成の基本方針」及び「地域区別の景観形成方針」の内容に沿ったものとなるよう配慮を求めることを大前提とし、具体的な内容については、景観を形成している「ゾーン」別に定めた「一般基準」に示す内容に照らし合わせながら、地域になじむ良好な景観形成につながるよう個別の行為に対して配慮を求めます。



届出の流れ



良好な景観の形成に関する方針

各地域の景観特性に応じ、市域を【1】景域（同じ景観特性を持つ大きな領域）、【2】景観軸・景観活用ルートに区分し、それぞれについて以下のように景観形成方針を定めます。

【1】景域別の景観形成方針



◆山の景域

- 活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリアです。
- 樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。

◆里の景域

- 彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリアです。
- 農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。

◆まちの景域

- 市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリアです。
- 広がりのある国分平野のなかに形成された市街地として、天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。
- 特に商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。

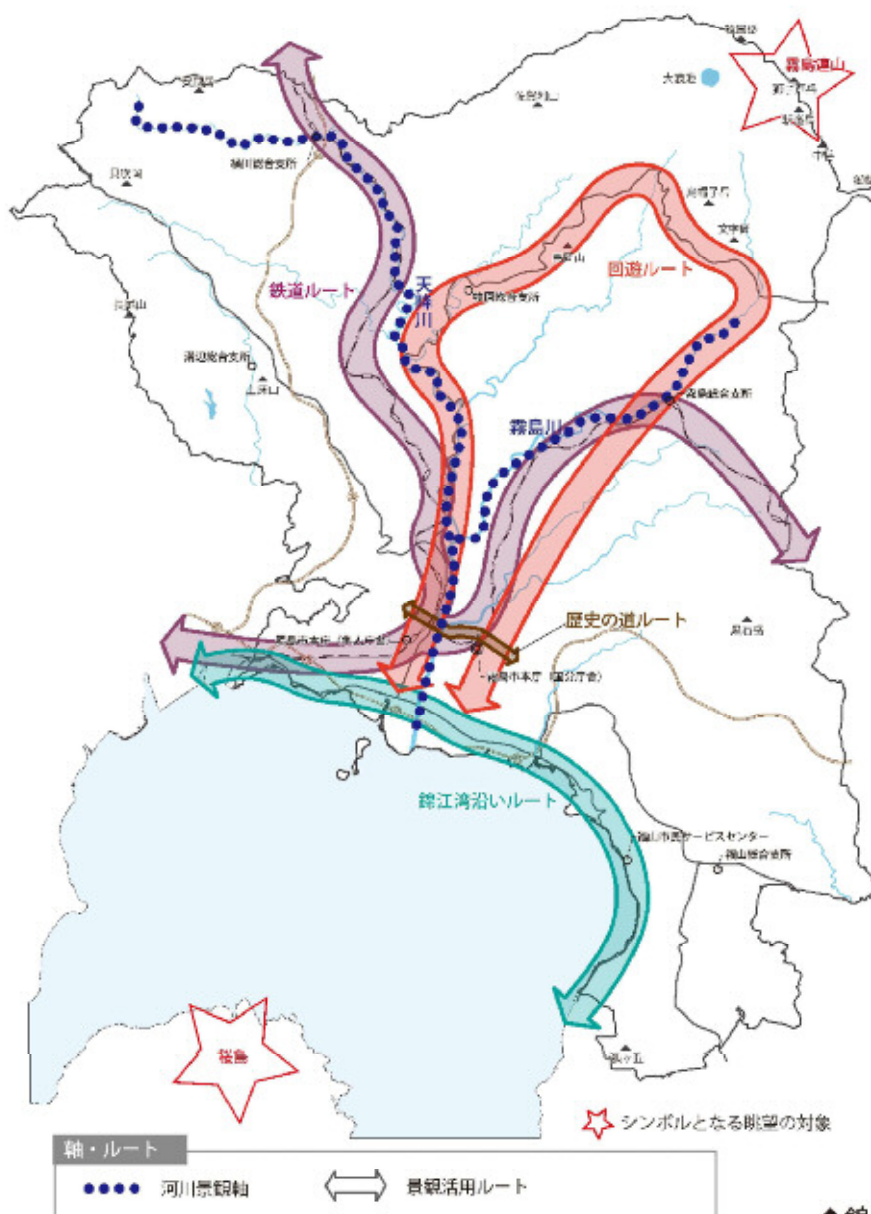
◆平地の景域

- 広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリアです。
- 大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。

◆錦江湾沿いの景域

- 錦江湾の海辺に面するエリアです。
- 海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。

【2】景観軸・景観活用ルート別の景観形成方針



景観軸

◆河川景観軸

- 天降川及び霧島川沿いでは、自然の創り出した美しい渓谷や清流と樹林地がつくる景観、川沿いの田園景観など、その流れとともに多様な景観が見られます。
- このように上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。

景観活用ルート

◆鉄道ルート

- 市街地と北部及び東部の山間地をつなぐルートであり、車窓からは市街地のまちなみや美しい樹林地、谷間に広がる田園など、その移動に伴い変化に富んだ景観を見ることが出来ます。
- 本ルートでは、鉄道の車窓という、日常よりも少し高い視点から、その沿線を見渡すことができるという特性があります。
- これらの特性をふまえ、沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。

◆錦江湾沿いルート

- 錦江湾沿いのルートであり、田園や市街地、海岸線に迫る丘陵地など移動に伴い変化する沿線の景観とともに、錦江湾や桜島への眺望を連続的に見ることが出来ます。
- 特に、東九州自動車道では、一般道よりも高い視点から、その沿線を見渡すことができるという特性があります。
- これらの特性をふまえ、錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。

◆歴史の道ルート

- 国分の城山の麓から府中を経て、鹿兒島神宮へとつながるルートであり、周辺には舞鶴城下町や大隅国府跡、大隅正八幡宮関連遺跡群など多くの歴史的な地域資源が分布しています。
- このような特性をふまえ、地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。

◆回遊ルート

- 市街地と各地域の温泉郷や霧島神宮などをつなぐ重要な回遊ルートであり、市街地の景観から自然景観まで多様な景観を見ることができるとともに、周辺には多くの地域資源が分布しています。
- 移動に伴い、本市のシンボリックな景観要素である霧島山や桜島への眺望が開けるのも特徴です。
- これらの特性をふまえ、美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。

特徴的な景観を有する地域・地区における良好な景観形

市内には特徴的な景観を有する地域・地区が数多くあります。それらの地域・地区では、その地域・地区を特徴づけている景観要素に特に配慮した景観形成が必要であると考えられることから、以下のように各地域・地区ごとの「ポイントとなる景観要素」を示し、保全・活用に向けた配慮を求めます。

育成地区 候補地

◆育成地区候補地とは◆



特徴的な景観を有する地域・地区のうち、地区の景観形成の熟度に応じて、今後、「育成地区」としての指定が考えられる地域です。

それぞれの地域において、地区住民等との協議を行い、育成地区として指定されるまでは、一般地域における景観形成基準を適用します。

霧島温泉郷地区

- 背景となる樹林地とそこに昇る湯けむり
- 旅館群からなるまちなみ

新川溪谷温泉郷地区

- 天降川の流れと橋、川沿いの景観
- 源泉や湯小屋、旅館
- 周囲の樹林地



日当山温泉郷地区

- 天降川の流れと河川敷公園
- 河川沿いからの兩岸への眺め
- 新旧の温泉街のまちなみ

霧島神宮周辺地区

- 霧島神宮の社殿
- 境内の古木・巨木をはじめとした社そう林
- 鳥居と参道、石段
- 境内からの眺望
- 祭礼の空間
- 霧島川の流れと溪谷

大隅横川駅周辺地区

- J R肥薩線と大隅横川駅舎
- 歴史的な建造物とまちなみ

鹿児島神宮前地区

- 鹿児島神宮の社殿
- 境内の古木・巨木をはじめとした社そう林、水路
- 鳥居と参道、参道沿いのまちなみ
- 祭礼の空間

山ヶ野金山跡地区

- 金山の坑口跡や精錬所跡等の鉱山遺跡
- 石垣と庭木、狹路(きょうあい)な道、家屋からなる集落群
- 石倉等の歴史的な建造物や屋敷地跡
- 集落を取り囲む樹林地

舞鶴城下町地区

- 城下町の町割
- 背後にそびえる緑豊かな城山
- 舞鶴城跡、歴史的な建造物、石橋や石灯籠
- 石垣や生垣、門等からなる武家屋敷群の風情を今に伝えるまちなみ

成に関するポイントとなる景観要素



 特徴ある景観を有する地域・地区

牧園の茶畑景観地域

- 丘陵地形に広がる茶畑
- 集落と周囲の樹林地

霧島川沿いの田園景観地域

- 霧島川の流れ
- 川沿いに広がる農地と集落
- 背後にそびえる霧島連山の山並み
- 緑の絨毯(じゅうたん)から菜の花畑への変化(農地が見せる彩りと季節感)

中津川沿いの田園景観地域

- 中津川の流れ
- 川沿いに広がる農地と集落
- 集落の背後に見える里山の緑

国分の果樹園景観地域

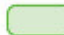



- 実りと彩りある果樹園
- 遠くにそびえる霧島連山の山並み

富隈城下町地区

- 富隈城跡
- 町割、石敢当(せつかんとう)

隼人小浜の海岸景観地区

- 錦江湾の水辺と海岸線
- 丘陵地形と集落
- 桜島、神造島への眺望

| 大景域の分類 | | | | | |
|---|-------|---|----------|---|-------|
|  | 山の景域 |  | 里の景域 |  | まちの景域 |
|  | 平地の景域 |  | 錦江湾沿いの景域 | | |

網掛川沿いの田園景観地域

- 網掛川の流れてと花々
- 川沿いに広がる農地と集落
- 周囲の樹林地や里山の緑
- 遠くにそびえる霧島連山の山並み

空港周辺の茶畑景観地域

- 広がりのある茶畑と背景の樹林地
- 遠くにそびえる霧島連山の山並み
- 空港と離着陸する飛行機

福山の港・海岸景観地域

- 錦江湾の水辺と海岸線、福山港
- 海岸沿いの集落、歴史的な建物・寺社
- 背後に迫る丘陵地の緑
- つぼ畑
- 旧大隅線跡の道や公園
- 桜島への眺望



景観形成基準（良好な景観形成のための行為の制限）

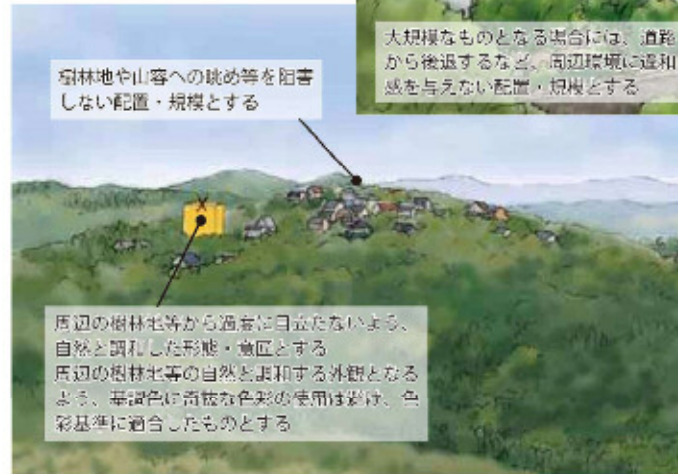
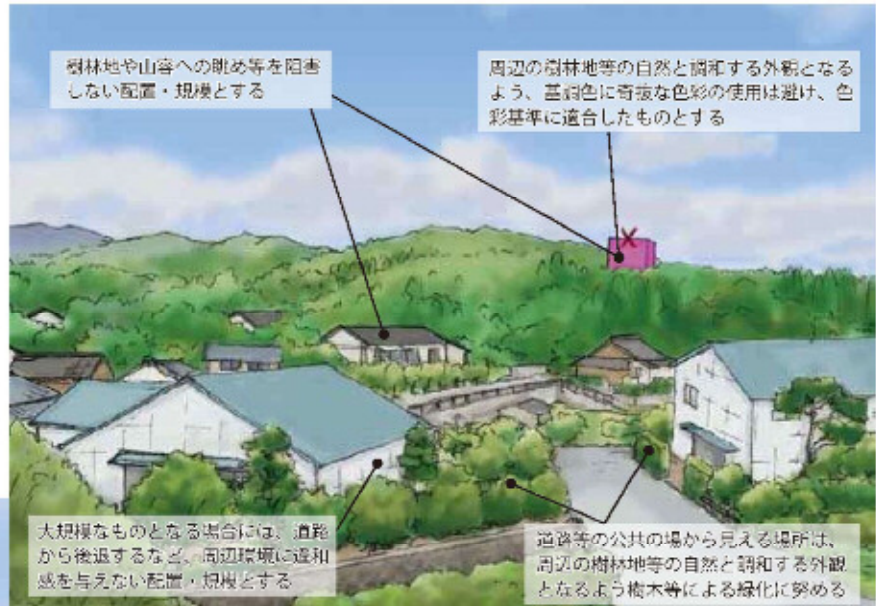
景観形成を進めるにあたり、個々の行為において、景域別に定めた景観形成基準に適合するよう配慮を求めます。また、「里の景域」と「まちの景域」のうち、「平地の景域」や「錦江湾沿いの景域」に属する場合には、両方の基準への適合が必要です。

山の景域における一般基準

| 山の景域 | | |
|-------------|-------------|--|
| 項目 | 景観形成基準 | |
| 建築物・ 工作物 | 配置・ 規模 | <input type="checkbox"/> 樹林地や山容への眺め等を阻害しない配置・規模とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、道路から後退するなど、周辺環境に違和感を与えない配置・規模とする。 |
| | 形態・ 意匠 | <input type="checkbox"/> 周辺の樹林地等から過度に目立たないよう、自然と調和した形態・意匠とする。 |
| | 屋外設備 等 | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目立たないよう工夫し、外観との調和に配慮する。 |
| | 色彩 | <input type="checkbox"/> 周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。 <input type="checkbox"/> できる限り、自然色に近い色相を選択し使用する。 【色彩基準】外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 R・YR・Y系：彩度4以下 アクセント色の使用は各見付面積の1/5を超えない。 上記以外の色相：彩度2以下 （届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、鹿児島県屋外広告物条例の基準を適用する。） |
| | 外構・ 緑化等 | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所は、周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう樹木等による緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 |
| | 太陽光発 電設備 | <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。 <input type="checkbox"/> 景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いる等、人工物の存在感を軽減させる工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない又は土地形状に違和感を与えることのないよう施工すること。 |

| 山の景域 | |
|---------------------------------------|---|
| 項目 | 景観形成基準 |
| 開発行為、 土地の開墾 その他土地 の形質の変 更 | <p>造成等</p> <p>□地形を活かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。</p> <p>□切土・盛土は最小限となるよう配慮する。</p> <p>□一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には長大なものではできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周辺と調和するよう努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p> |
| 土石の採取・鉱物の 掘採 | <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用する。</p> <p>□道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないよう採取・掘採位置等を工夫する。</p> |
| 木竹の伐採 | <p>□道路等の公共の場から見える場所での伐採はできる限り避ける。やむを得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で跡地等が目立たないよう配慮する。</p> |
| 屋外における物件の 堆積 | <p>□道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置を工夫する。</p> <p>□堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行うなどの配慮をする。</p> |
| 外観照明 | <p>□周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。</p> |

山の景域



景観形成基準の解説（参考例）

造成等



- 法面や擁壁の長大化は避け、分節化する
- やむを得ず長大化する場合は、後退と緑化等で同面と調和を図る



- なだらかな法面と擁壁の組み合わせ等で圧迫感を軽減する



- 擁壁を設ける場合には、自然素材の使用や緑化ブロックで周囲になじむよう修景する

配置・規模、形態・意匠、色彩

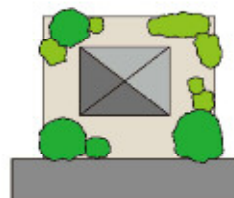


- 高層となることを避けるとともに、大壁面とならないよう分節化する
- 道路から後退し、後退用地には樹木等で緑化する
- 周囲の樹林となじむよう、外壁の基調色には奇抜な色彩は避ける

外構・緑化

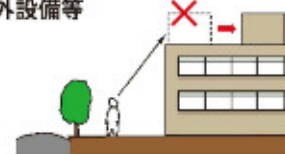


- 高木・低木の組み合わせで周囲の樹林と調和を図る
- 屋外駐車場等では、外周に植栽を施す
- 自然の植生に配慮した機種を選択する



- 道路側には樹木を植栽する
- 敷地内で緑化

屋外設備等



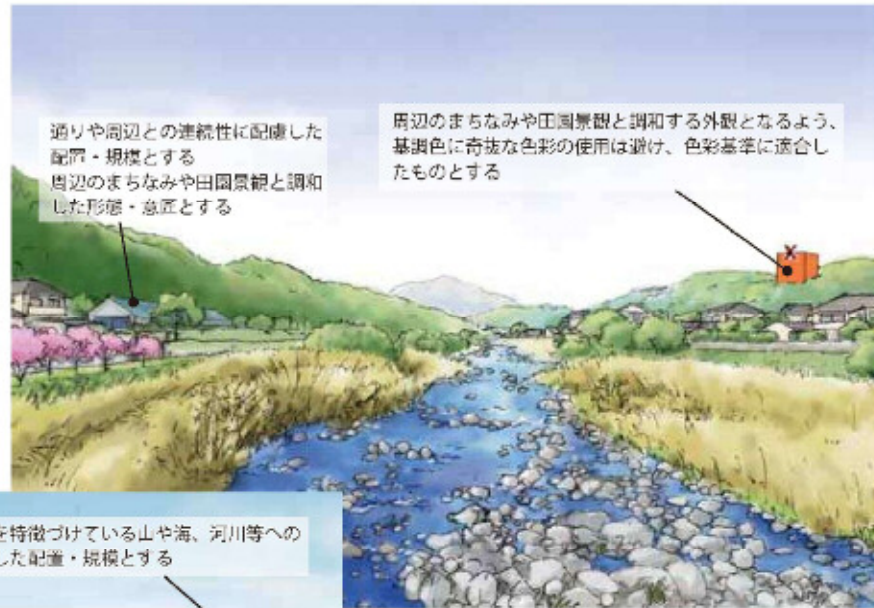
- 容易に見えない位置へ設置したり、外壁と一体的な仕様にする
- 位置を変更できない場合には、ルーバー等による目隠しを行う

里の景域における一般基準

| 里の景域 | | |
|-------------|---|---|
| 項目 | 景観形成基準 | |
| 建築物・ 工作物 | 配置・ 規模 | <input type="checkbox"/> 地域の景観を特徴づけている山や海、河川等への眺めと調和した配置・規模とする。 <input type="checkbox"/> 通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とする。 |
| | 形態・ 意匠 | <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや田園景観と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、長大な壁面等により周囲に圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫する。 |
| | 屋外設備 等 | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目立たないよう工夫し、外観との調和に配慮する。 |
| | 色彩 | <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや田園景観と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。 【色彩基準】 外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 R・YR・Y系：彩度4以下 上記以外の色相：彩度2以下 （届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、鹿児島県屋外広告物条例の基準を適用する。） |
| | | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> アクセント色の使用は各見付面積の1/5を超えない。 </div> |
| | 外構・ 緑化等 | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所は、緑豊かな外観となるようできる限り緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づける石垣や樹木等はできる限り保全する。 |
| 太陽光発 電設備 | <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 | |
| | <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。 <input type="checkbox"/> 景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いる等、人工物の存在感を軽減させる工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない又は土地形状に違和感を与えることのないよう施工すること。 | |

| 里の景域 | |
|---------------------------------------|---|
| 項目 | 景観形成基準 |
| 開発行為、 土地の開墾 その他土地 の形質の変 更 | <p>造成等</p> <p><input type="checkbox"/>地形を活かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>切土・盛土は最小限となるよう配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には長大なものではできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周辺と調和するよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p> |
| 土石の採取・鉱物の 掘採 | <p><input type="checkbox"/>既存の樹木等はできる限り保全・活用する。</p> <p><input type="checkbox"/>道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないよう採取・掘採位置等を工夫する。</p> |
| 木竹の伐採 | <p><input type="checkbox"/>道路等の公共の場から見える場所での伐採はできる限り避ける。やむを得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で跡地等が目立たないよう配慮する。</p> |
| 屋外における物件の 堆積 | <p><input type="checkbox"/>道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置を工夫する。</p> <p><input type="checkbox"/>堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行うなどの配慮をする。</p> |
| 外観照明 | <p><input type="checkbox"/>周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。</p> |

里の景域



景観形成基準の解説（参考例）

造成等



- 法面や擁壁の長大化は避け、分節化する
- やむを得ず長大化する場合は、後退と緑化等で周囲と調和を図る

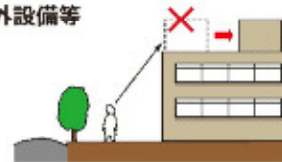


- なだらかな法面と擁壁の組み合わせ等で圧迫感を軽減する



- 擁壁を設ける場合には、自然素材の使用や緑化ブロックで周囲になじむよう修景する

屋外設備等



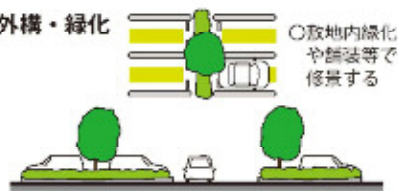
- 容易に見えない位置へ設置したり、外壁と一体的な仕様にする
- 位置を変更できない場合には、ルーバー等による目隠しを行う

配置・規模、形態・意匠、色彩



- 特徴づけている山への眺めを阻害しない配置・規模とする
- 周囲のまちなみとの調和に配慮した連続性のある配置や形態・意匠とする
- 外型には奇抜な色彩の使用は避け、屋根は外壁色と調和させる

外構・緑化



- 高木・低木の組み合わせで周囲の樹林と調和を図る
- 屋外駐車場等では、外周に植栽を施す



- 敷地境界部では樹木や生け垣で緑化する
- 特徴的な石垂や樹木は残す

- 敷地内緑化や舗装等で修景する

まちの景域における一般基準

| まちの景域 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--|-------------|----------------------------|---------|----------------------------|--|---------|---------|----------|----|---------|--|--------|---------|--|---------|
| 項目 | 景観形成基準 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築物・ 工作物 | 配置・ 規模 | <input type="checkbox"/> 地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置・規模とする。 <input type="checkbox"/> 通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 形態・ 意匠 | <input type="checkbox"/> 商業系市街地*では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、賑わいの創出に配慮する。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地*では、周辺のまちなみと調和したまとまりのある形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、長大な壁面等により周囲に圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋外設備 等 | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目立たないよう工夫し、外観との調和に配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 色彩 | <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、外観にアクセント色を使用する場合は、低層部分で用いるなど、歩行者目線での賑わいづくりにつながる工夫や演出に努めるとともに、全体として周辺から突出した印象とならないよう配慮し、基調色は以下に示す色彩基準に適合したものとする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地や工業系市街地*では、周辺のまちなみと調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。工場・倉庫等の建築物については、できる限り明度の高い色彩を選択し使用する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【色彩基準】外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(住居・工業系市街地)</td> <td>R・Y R・Y系</td> <td>: 彩度4以下</td> <td rowspan="5" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">アクセント色の使用は、各見付面積の1/5を超えない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の色相</td> <td>: 彩度2以下</td> </tr> <tr> <td>(商業系市街地)</td> <td>R系</td> <td>: 彩度4以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y・Y R系</td> <td>: 彩度6以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の色相</td> <td>: 彩度4以下</td> </tr> </table> <p>(届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、鹿児島県屋外広告物条例の基準を適用する。)</p> | (住居・工業系市街地) | R・Y R・Y系 | : 彩度4以下 | アクセント色の使用は、各見付面積の1/5を超えない。 | | 上記以外の色相 | : 彩度2以下 | (商業系市街地) | R系 | : 彩度4以下 | | Y・Y R系 | : 彩度6以下 | | 上記以外の色相 |
| | (住居・工業系市街地) | R・Y R・Y系 | : 彩度4以下 | アクセント色の使用は、各見付面積の1/5を超えない。 | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外の色相 | : 彩度2以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (商業系市街地) | R系 | : 彩度4以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Y・Y R系 | : 彩度6以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外の色相 | : 彩度4以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外構・ 緑化等 | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所は、緑を効果的に活用した潤いある外観となるよう、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づける石垣や樹木等はできる限り保全する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 太陽光発 電設備 | <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるように施工すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| まちの景域 | | 景観形成基準 |
|---------------------------------------|-----|---|
| 開発行為、 土地の開墾 その他土地 の形質の変 更 | 造成等 | <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には長大なものではでき る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な ものとなる場合には、緑化などの措置により、周辺と調和するよう努 める。 |
| 土石の採取・鉱物の 掘採 | | <input type="checkbox"/> 既存の樹木等はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないように採取・掘採位置等 を工夫する。 |
| 木竹の伐採 | | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所での伐採はできる限り避ける。やむ を得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐 採の位置や方法、伐採後の植栽等で跡地等が目立たないように配慮 する。 |
| 屋外における物件の 堆積 | | <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行うなどの 配慮をする。 |
| 外観照明 | | <input type="checkbox"/> 住居系市街地や工業系市街地では、周辺的生活環境に配慮し、過度の 明るさや動きのある照明は使用しない。 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、過度に明るい照明の使用は避けるとともに、魅 力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する。 |

まちの景域



大規模なものとなる場合には、長大な壁面等により周辺に圧迫感を感じさせないように形態・意匠を工夫する

商業系市街地では、外観にアクセント色を使用する場合は、低層部分で用いるなど、歩行者目線での賑わいづくりにつながる工夫や演出に努めるとともに、全体として周辺から突出した印象とならないよう配慮し、基調色は色彩基準に適合したものとす

商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、賑わいの創出に配慮する

地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置・規模とする
通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とする

住居系市街地では、周辺のまちなみと調和したままとまりある規模・形態とする



住居系市街地では、周辺のまちなみと調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとす

植や植等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する
地域を特徴づける石垣や樹木等とできる限り保全する

景観形成基準の解説（参考例）

外構・緑化



- 道路との境界部を中心に、樹木や生け垣・低木等による植栽で囲いづくりを行う
- 入口付近にシンボルツリーを施す等、緑を効果的に活用する



- 敷地内緑化や舗装等で修景する
- 高木・低木の組み合わせで周囲の樹林と調和を図る
- 路外駐車場等では、外周に植栽を施す

配置・規模、形態・意匠、色彩

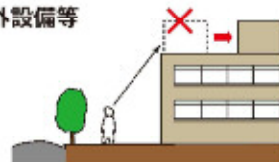


- 特徴づけている山への眺めを阻害しない配置・規模とする
- 周辺のまちなみとの調和に配慮した連続性のある配置や形態・意匠とする
- 住居系市街地等では、外壁への奇抜な色彩の使用は避け、屋根は外壁色と調和させる



- 大規模なものとなる場合には、大壁面となることを避ける
- 大規模となる場合には、変化のある形態による分節化や、凹凸のある意匠、外壁の色彩の変化等による分節化を行い、周囲への圧迫感を軽減する

屋外設備等

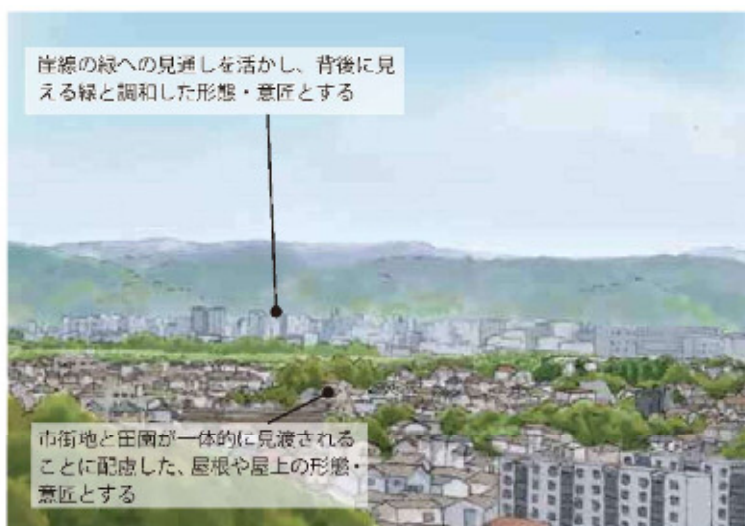


- 容易に見えない位置へ設置したり、外壁と一体的な仕様にする
- 位置を変更できない場合には、ルーバー等による目隠しを行う

平地の景域における一般基

| 平地の景域 | | |
|-------------|-------------|--|
| 項目 | 景観形成基準 | |
| 建築物・ 工作物 | 形態・ 意匠 | <input type="checkbox"/> 市街地と田園が一体的に台地上から見渡されることに配慮した、屋根や屋上の形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする。 |
| | 屋外設備 等 | <input type="checkbox"/> 屋上への工作物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、台地上から見渡されることに配慮した構造・配置等とする。 |
| | 太陽光発 電設備 | <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。 |

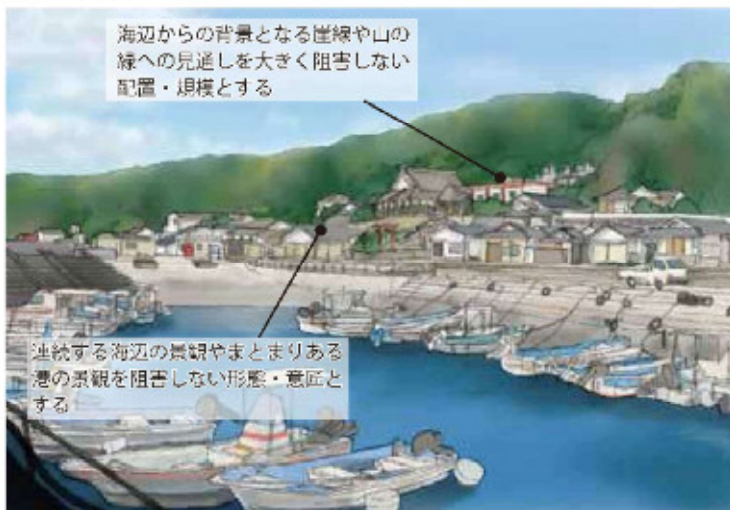
平地の景域



錦江湾沿いの景域における一般

| 錦江湾沿いの景域 | | |
|-------------|-------------|--|
| 項目 | 景観形成基準 | |
| 建築物・ 工作物 | 配置・ 規模 | □海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする。 |
| | 形態・ 意匠 | □連続する海辺の景観やまとまりある港の景観を阻害しない形態・意匠とする。 □道路等からの海や桜島への見通しを活かすなど、海との連続性を意識した形態・意匠とする。 |
| | 太陽光発 電設備 | □太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 □太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 □パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 □道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。 |

錦江湾沿いの景域



景域別の色彩基準

建築物・工作物の外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする必要があります。

| 色相 | 景域 | 山の景域 | 里の景域 | まちの景域 | |
|--------|----|-------|-------|-----------|--------|
| | | | | 住居・工業系市街地 | 商業系市街地 |
| R系 | | 彩度4以下 | 彩度4以下 | 彩度4以下 | 彩度4以下 |
| YR系・Y系 | | 彩度4以下 | 彩度4以下 | 彩度4以下 | 彩度6以下 |
| 上記以外 | | 彩度2以下 | 彩度2以下 | 彩度2以下 | 彩度4以下 |

※上記の表以外の色彩をアクセント色として使用する場合には、各見付面積の1/5を超えないようにしてください。

（一般的に、自然色としては、R（煉瓦）やY・R・Y（土系）の色相が自然になじむ色とされています。）

色の客観的な捉え方 ～マンセル値～

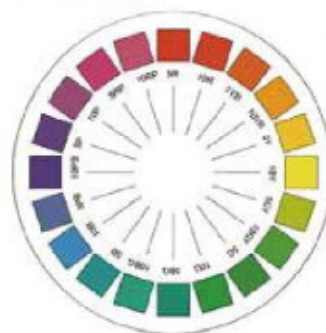
<色彩の客観的な捉え方＝マンセル表色系>

色彩の捉え方として、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」があり、JIS（日本工業規格）などでも採用されています

▼マンセル色相環

<色の数値化>

マンセル表色系では、色について「色相」、「明度」、「彩度」を尺度に、その組み合わせで表示されます。



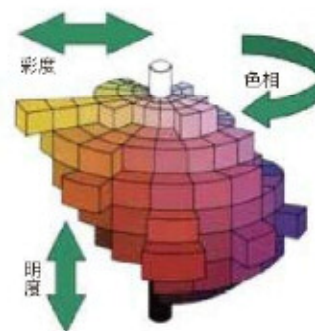
▼「色相」とは

10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや2.5R、5Yなどのように表記する。

▼マンセル色立体

▼「明度」とは

色の明るさの度合いで、0～10までの数値で表す。暗いと数値が小さく、明るい数値が大きくなる。



▼「彩度」とは

色の鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表す。数値が小さいほど色味がなく、黒～灰色～白の彩度は0で、無彩色。色味が鮮やかになるほど数値が大きい。



自然への畏敬

“個”の魅力の活用

身近な暮らしの環境づくり

【写真（上から）】

- ◇方針1 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観
／霧島連山を望む里
- ◇方針2 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある
市街地景観／霧島を望む国分市街地
- ◇方針3 豊かさと活もりを感じられる色彩豊かな景観
／茶畑が見せる緑の大地
- ◇方針4 歴史・文化を未来へつなぐ景観
／隼人の初午祭
- ◇方針5 住民や地域が主体となった景観形成
／錦江湾クリーンアップ作戦の様子



霧島市 建設部 都市計画課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL：0995-64-0908 FAX：0995-47-1441